

館林市地球温暖化防止活動実行計画Ⅱ
2006～2010

平成18年3月27日

(平成20年9月1日一部改正)

館 林 市

— 目 次 —

I 計画の趣旨

- 1 計画の趣旨 3
 - (1) 経過
 - (2) 位置づけ

II 計画の期間・対象

- 1 計画期間等 4
 - (1) 計画期間
 - (2) 基準年度の設定
- 2 計画の対象 4
 - (1) 対象とする温室効果ガス
 - (2) 対象とする事務及び事業
- 3 算定方法 5
 - (1) 地球温暖化係数
 - (2) 排出係数
 - (3) 算定に伴う本市の特例

III 目標

- 1 温室効果ガスの排出状況 7
 - (1) 館林市地球温暖化防止活動実行計画 I の実績
 - (2) 基準年度の温室効果ガスの排出量
 - (3) 基準年度の温室効果ガス別の構成比
- 2 目標の設定 9
 - (1) 温室効果ガスの総排出量に関する目標
 - (2) 個別目標

IV 温室効果ガス排出抑制のための取り組み方針

- 1 プラスチックの焼却 11
- 2 電気の使用 12
- 3 冷暖房燃料の使用 12

4	公用車の使用	13
5	紙類の使用	13
6	物品の購入等	14
7	施設的设计・施工・維持管理における配慮	14

V 温暖化防止活動実行計画の実施・推進体制

1	計画の推進体制	16
2	実施状況等の把握	16
	(1) 実績調査の実施	
	(2) 実施状況及び活動量・使用量等の報告	
3	実施状況の公表	16
	(1) 庁内における報告	
	(2) 公表	

I 計画の趣旨

1 計画の趣旨

(1) 経過

地球温暖化防止に関する世界的な取り組みは、1997年(平成9)12月に京都で開催された気候変動に関する国際連合枠組み条約第3回締約国会議(地球温暖化防止京都会議、COP3)で「京都議定書」が採択されたことに始まる。この議定書では、温室効果ガス排出量の削減目標として、1990年(平成2)と比較し、2008年(平成20)から2012年(平成24)の間に、EUが8%、アメリカが7%、日本が6%削減、先進国全体で5%削減することが定められている。その後、議定書はアメリカ合衆国の離脱など紆余曲折を経て、2005年(平成17)2月16日に発効された。

一方国内では、1999年(平成11)4月8日に「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下、法という。)が施行され、さらに2002年(平成14)6月4日に議定書を締結した。このことにより日本国としての地球温暖化対策の枠組みが整ったことになる。

また、地方公共団体においては、法第21条の規定に基づいて、市町村等が行う事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関する計画を策定し、公表することが義務づけられた。

本計画は、この規定に基づくものである。

年 月 日	項 目
1997年(平成9)12月11日	COP3で「京都議定書」を採択
1998年(平成10)10月9日	「地球温暖化対策の推進に関する法律」を公布
1999年(平成11)4月8日	「地球温暖化対策の推進に関する法律」を施行
2002年(平成14)6月4日	日本が「京都議定書」を締結
2005年(平成17)2月16日	「京都議定書」発効

(2) 位置づけ

本計画Ⅱは、2001年(平成13)年2月13日に策定された前計画Ⅰ(2001~2005年度)を承継するものである。また、本市が同年2月9日に認証取得したISO14001の目標に位置づけ、一体的に運用するものとする。

年 月 日	項 目
2001年(平成13年)2月9日	館林市がISO14001を認証取得
2001年(平成13年)2月13日	館林市地球温暖化防止活動実行計画Ⅰを策定
2006年(平成18年)3月27日	館林市地球温暖化防止活動実行計画Ⅱに改定

Ⅱ 計画の期間・対象

1 計画期間等

(1) 計画期間

2006年度(平成18)から2010年度(平成22)までの5年間とする。

(2) 基準年度の設定

2004年度(平成16)を削減目標に係る基準年度とする。

2 計画の対象

(1) 対象とする温室効果ガス

本計画の対象とする温室効果ガスは、法第2条第3項に規定する6種類のうち、事前調査で使用及び保管されていないことが判明したパーフルオロカーボン及び六ふっか硫黄を除いた4種を対象ガスとした。

なおハイドロフルオロカーボンについては、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(以下、政令という。)第1条に規定する13種類のうち、自動車のエアコンに使用されている1.1.1.2-テトラフルオロエタンのみを対象とした。

対象温室効果ガス	政令で定めるガス
二酸化炭素	
メタン	
一酸化二窒素	
ハイドロフルオロカーボン	1.1.1.2-テトラフルオロエタン (HFC-134a)

(2) 対象とする事務及び事業

本計画では、外部への委託等により実施するものを除き、本市の行うすべての事務及び事業を対象とする。なお、外部への委託等により実施するもので、温室効果ガス排出抑制等のための措置が可能なものについては、受託者等に対して必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

現在市の事務であっても民営化、一部事務組合化、委託等が行われた場合は随時対象から除外する。

なお、2006年度(平成18)から三野谷保育園は民営化により対象外となる。

2006年(平成18)3月現在における市有施設のうち対象外の施設は次のとおりである。

対象外施設	委託先
市役所食堂	飲食店業者
文化会館食堂	飲食店業者
総合福祉センター	社会福祉協議会
シルバー人材センター	シルバー人材センター
駐輪場（駅前）	シルバー人材センター
勤労者会館	労使教育委員会
サイクリングターミナル	観光振興公社
市営住宅（浄化槽）	管理業者
地域し尿処理施設（分福町、大島町）	管理業者
農業集落排水処理施設（下早川田町、木戸町）	管理業者
集会所（田北東、野辺）	地元

3 算定方法

(1) 地球温暖化係数

地球温暖化係数は、政令第4条に掲げる係数を用いた。

温室効果ガス	地球温暖化係数
二酸化炭素（CO ₂ ）	1
メタン（CH ₄ ）	21
一酸化二窒素（N ₂ O）	310
ハイドロフルオロカーボン（HFC-134a）	1300

(2) 排出係数

本市の事務及び事業に関係する活動の種類は次ページの表のとおりで、排出係数は2002年（平成14）12月26日改正の政令第3条に掲げる係数を用いた。

なお、この係数は計画期間の5年間変更せずに使用するものとする。

(3) 算定に伴う本市の特例

①自動車の走行

自動車の走行については、温室効果ガスの総排出量に占める割合が1.0%に満たなく、削減計画への影響がほとんどない。しかし、集計するための分類が細かく作業効率が悪いいため、本市では台数が最も多く利用率の高い、ガソリン軽貨物車の係数を全車種に適用した。

②カーエアコンの使用

カーエアコンの使用については、①自動車の走行と同様に温室効果ガスの総排出量

に占める割合が1.0%に満たなく、削減計画への影響がほとんどない。そのため本市では、年度途中で新規購入や廃車があった場合でも、月割り計算を行わず、年度末の利用台数を年間台数とした。

③一般廃棄物の焼却のうちプラスチックの重量

一般廃棄物の焼却については全量把握をしている。しかし、プラスチックの重量は、年間4回のサンプリングから年間量を推計しているため毎年ばらつきが生じやすい。そこでこのばらつきを最小限度に抑えるため、過去3か年の平均値を採用した。

④太陽光発電に伴う売電

本市では現在4施設で合計130kWの発電能力のある太陽光発電設備を所有している。ここで発電された電力は当該施設で利用しているが、余剰電力については東京電力に売電している。この余剰電力は、夜間時に東京電力から購入した電力に置き換えることが可能なため、購入電気量から売電した余剰電力を差引し、使用電力とした。

排出係数

(単位：kg)

活動の種類	単位	CO2	CH4	N2O	HFC-134a
燃料の焼却					
ガソリン	L	2.32			
灯油	L	2.49			
軽油	L	2.62			
A重油	L	2.71			
液化石油ガス	k g	3.00			
都市ガス	m3	1.96			
電気の使用	KWh	0.378			
一般廃棄物の焼却					
一般廃棄物の湿重量	t		0.000079	0.0493	
プラの乾燥重量	t	2680			
下水の処理	m3		0.00088	0.00016	
自動車の走行	k m		0.000011	0.000023	
自動車エアコンの使用	台				0.015

Ⅲ 目 標

1 温室効果ガスの排出状況

(1) 館林市地球温暖化防止活動実行計画 I の実績

温室効果ガス総排出量の実績

(単位：kg-CO2)

年 度	温室効果ガス 総排出量	削減率 実績値	削減率 目標値	備 考
1999年度(平成11)	19,252,754	100.0%	100.0%	基準年度
2000年度(平成12)	20,711,816	+7.6%		計画年度
2001年度(平成13)	19,811,738	+2.9%	▲1.0%	計画期間 I
2002年度(平成14)	19,786,041	+2.8%	▲2.0%	
2003年度(平成15)	19,064,194	▲1.0%	▲3.0%	
2004年度(平成16)	19,478,342	+1.2%	▲4.0%	
2005年度(平成17)	19,035,917	▲1.1%	▲5.0%	

温室効果ガス排出量内訳

(単位：kg-CO2)

年 度	燃料の使用		電気の使用		プラの焼却		その他の活動	
	排出量	削減率	排出量	削減率	排出量	削減率	排出量	削減率
平成 11	1,998,368	100.0%	6,612,610	100.0%	10,221,074	100.0%	420,702	100.0%
平成 12	2,085,678	104.4%	6,559,222	99.2%	11,654,944	114.0%	411,972	97.9%
平成 13	1,929,991	96.6%	6,467,288	97.8%	11,005,766	107.7%	408,693	97.1%
平成 14	2,065,284	103.3%	6,456,188	97.6%	10,837,623	106.0%	426,946	101.5%
平成 15	1,870,907	93.6%	6,317,876	95.5%	10,458,390	102.3%	417,021	99.1%
平成 16	1,969,601	98.6%	6,404,930	96.9%	10,693,554	104.6%	410,257	97.5%
平成 17	1,978,469	99.0%	6,472,231	97.9%	10,169,856	99.5%	415,361	98.7%

計画 I では、5.0%削減の目標を掲げたが、2つの要因により達成できなかった。

1つは温室効果ガス総排出量が計画策定中に基準年度比で7.6%増加したため、実質12.6%を削減しなければならなくなった点である。

もう1つは、清掃センターで焼却されるプラスチックが計画どおり削減できなかった点である。プラの焼却に伴う温室効果ガスの排出量は半数以上を占め、目標達成の鍵を握る。しかし、野焼きに伴うダイオキシンの発生が社会問題化し、原則自家焼却が禁止されたことから清掃センターに出されるプラの削減が困難となった。

なお、計画 I での温室効果ガス総排出量の集計は2002年(平成11)4月7日公布の政令に掲げる排出係数を用いたため、次の(2)基準年度の温室効果ガス排出量とは値が異なる。

(注) 2005年度(平成17)実績は後日追記した。

(2) 基準年度の温室効果ガスの排出量

基準年度の本市の事務事業に関わる温室効果ガス排出量は次のとおりである。

(単位：kg-CO₂)

活動の種類	2004年度(平成16)	構成比
燃料の焼却	1,952,446	9.3%
ガソリン	198,466	0.9%
灯油	430,912	2.1%
軽油	50,311	0.2%
A重油	555,767	2.7%
液化石油ガス	161,230	0.8%
都市ガス	555,760	2.6%
電気の使用	6,304,853	30.2%
一般廃棄物の焼却	441,528	2.1%
うちプラの焼却	11,735,760	56.2%
下水の処理	452,438	2.2%
自動車の走行	7,185	0.0%
自動車エアコン	3,159	0.0%
合計	20,897,369	100.0%

活動の種類別の内訳は、清掃センターにおけるプラスチックの焼却の割合が56.2%と半数以上を占め、次に公共施設における電気の使用が30.2%、燃料の焼却が9.3%となっている。

(3) 基準年度の温室効果ガス別の構成比

総排出量における各温室効果ガスの種類別割合は、次のとおりである。

温室効果ガス	総排出量(kg)	温暖化係数	CO ₂ 換算量(kg)	構成比
二酸化炭素	19,993,059	1	19,993,059	95.7%
メタン	5,861	21	123,086	0.6%
一酸化二窒素	2,510	310	778,065	3.7%
HFC	2	1,300	3,159	0.0%
合計	20,001,432		20,897,369	100.0%

割合は、二酸化炭素換算値で二酸化炭素が95.7%と大部分占め、残る4.3%が一酸化二窒素、メタン、HFCとなっている。

2 目標の設定

本計画では、「温室効果ガスの総排出量に関する目標」及びそれを達成するための個々の取り組みに関する「個別目標」を定めるものとする。

(1) 温室効果ガスの総排出量に関する目標

2010年度(平成22)における目標値は、温室効果ガスの総排出量18,377,656kg-CO₂、削減量2,528,582kg-CO₂、削減率12.1%（基準年度2004年度20,897,369kg-CO₂比較）とする。

(単位：kg-CO₂)

年度	目標総排出量	目標削減量	目標削減率	備考
2006年度(平成18)	20,688,407	▲208,974	▲1.0%	計画期間Ⅱ
2007年度(平成19)	20,479,433	▲417,948	▲2.0%	
2008年度(平成20)	19,768,911	▲1,128,458	▲5.4%	
2009年度(平成21)	19,058,401	▲1,838,968	▲8.8%	
2010年度(平成22)	18,377,656	▲2,528,582	▲12.1%	

計画Ⅰでは、2004年度(平成16)の総排出量が+1.2%と増加したため、計画Ⅱでは、当初、計画Ⅰの基準年度である1999年度(平成11)レベルを維持することを目標とし、2.0%削減を設定した。しかし、プラスチックの分別回収等の新規事業が平成19年途中より実施されたため、目標値の見直しを行った。

(2) 個別目標

個別目標は、温室効果ガスの排出に大きな割合を占め、削減に有効なプラスチック焼却量、電気使用量、燃料（冷暖房、自動車）使用量の削減を設定する。

第1表 個別目標

番号	個別目標	主な実行手段
目標1	プラ焼却量の削減 ▲20.1%	マイバッグキャンペーンの充実 プラスチックの分別回収
目標2	電気使用量の削減 ▲2.0%	職員の省エネ行動の継続実施 上水道施設等の効率運用
目標3	燃料(冷暖房、自動車) 使用量の削減 ▲2.5%	夏季28℃、冬季18℃の冷暖房温度の徹底 クールビズ、ウォームビズの推進 緑のカーテンの設置 低公害・低燃費車の導入 公用自転車利用の拡大 公共交通機関の利用

総排出量については▲12.1%と削減させたが、項目別では普及率の拡大が見込まれる下水道については+4.0%と増加を見込んだ。

第2表 活動量の削減計画

活動の種類	単位	2004年度	2010年度	削減率
燃料の焼却				
ガソリン	L	85,546	83,830	▲2.0%
灯油	L	173,057	171,330	▲1.0%
軽油	L	19,203	5,000	▲74.0%
A重油	L	205,080	205,080	0.0%
液化石油ガス	Kg	53,743	52,670	▲2.0%
都市ガス	m3	283,551	283,550	0.0%
電気の使用	kWh	16,679,505	16,345,910	▲2.0%
一般廃棄物の焼却	t	28,887	28,600	▲1.0%
うちプラの焼却	t	4,379	3,499	▲20.1%
下水の処理	m3	6,645,682	6,911,510	+4.0%
自動車の走行	Km	977,712	958,160	▲2.0%
自動車エアコン	台	162	160	▲1.2%

第3表 二酸化炭素換算排出量の削減計画

活動の種類	単位	2004年度	2010年度	削減率
燃料の焼却	kg-CO2	1,952,446	1,903,732	▲2.5%
ガソリン	kg-CO2	198,466	194,486	▲2.0%
灯油	kg-CO2	430,912	426,612	▲1.0%
軽油	kg-CO2	50,311	13,100	▲74.0%
A重油	kg-CO2	555,767	555,767	0.0%
液化石油ガス	kg-CO2	161,230	158,010	▲2.0%
都市ガス	kg-CO2	555,760	555,757	0.0%
電気の使用	kg-CO2	6,304,853	6,178,754	▲2.0%
一般廃棄物の焼却	kg-CO2	441,528	437,141	▲1.0%
うちプラの焼却	kg-CO2	11,735,760	9,377,320	▲20.1%
下水の処理	kg-CO2	452,438	470,536	+4.0%
自動車の走行	kg-CO2	7,185	7,053	▲2.0%
自動車エアコン	kg-CO2	3,159	3,120	▲1.2%
合計	kg-CO2	20,897,369	18,377,656	▲12.1%

IV 温室効果ガス排出抑制のための 取り組み方針

温室効果ガスの排出抑制を図るための具体的な取り組み項目は次表のとおりである。行動区分ごとの具体的な取り組み内容に関しては表以下に示す。

行動区分	取り組み項目	個別目標
1 プラスチックの焼却	①プラスチックの発生の抑制 ②廃棄物のリサイクルの促進	プラ焼却量削減
2 電気の使用	①照明器具の適正使用 ②OA機器の適正使用、省エネ型の使用・選択 ③その他	電気使用量削減
3 冷暖房燃料の使用	①適正な温度管理の徹底 ②クールビズ、ウォームビズの推進	燃料使用量削減
4 公用車の使用	①公共交通機関、自転車利用の促進 ②低公害車、低燃費車導入の促進 ③経済的・効率的運転の促進	燃料使用量削減 自動車走行量削減
5 紙類の使用	①コピー用紙の効率的な使用 ②封筒の効率的な使用	
6 物品の購入等	①物品の長期使用とグリーン購入 ②再生紙等の利用促進	
7 施設の設計・施工・維持管理における配慮等	①緑化の推進 ②省エネ・新エネルギー設備の導入 ③空調設備の適正管理 ④資源物の分別保管施設の管理 ⑤環境負荷の少ない建築資材等の利用 建設副産物の発生抑制 ⑥建築廃棄物の排出抑制と再資源化の促進	電気使用量削減 燃料使用量削減

1 プラスチックの焼却

【考え方】

本市の温暖化ガス排出量の中で、プラスチックの焼却に伴う二酸化炭素の排出は56.2%を占めており、大きな割合となっている。これは清掃センターで処理される一般廃棄物中のプラスチックで一般家庭から排出されるものが殆どである。

プラスチックを含めたゴミの減量化、2007年12月より市内全域において実施されたプラスチックの分別回収の徹底が重要である。

【行動】

(1) プラスチックの発生の抑制

○マイバッグキャンペーンを推進し、レジ袋を削減する。

(2) 廃棄物のリサイクルの促進

○プラスチックの分別回収をさらに徹底する。

○PETボトルの資源化を強化する。

2 電気の使用

【考え方】

電気の使用による二酸化炭素の排出は、本市の事務・事業における二酸化炭素排出の30.2%を占めている。プラスチックに次いで大きな割合を占めている。一般的に照明用電力は、電力総使用量の約25%を占めるといわれており、計画Iでは不要個所の確実な消灯など照明の適正な管理を十分行ってきた。

一方で、コンピューターは職員一人一台の時代を迎えており、今後はOA機器のスイッチオフなど日常的な注意のほか、省エネタイプの機器の導入が効果的であると思われる。

【行 動】

(1) 照明器具の適正使用

- 昼休みにおける執務室を原則消灯する。ただし接客中は点灯する。
- 打合室、作業室、トイレ等の付帯施設の照明に関しては、使用の際に点灯する。
- 残業時は執務室の残業エリアのみを点灯する。
- 照明器具を定期的に清掃する。

(2) OA機器の適正使用、省エネ型の使用・選択

- コンピューターやコピー機等を長時間使用しない時は主電源をオフにする。
- OA機器の導入にあたっては、グリーン購入法適合商品や国際エネルギースター認証品等の省エネ型機器を導入する。

(3) その他

- 原則、職員は階段を利用し、エレベーターを利用しない。

3 冷暖房燃料の使用

【考え方】

庁舎等建築物の燃料使用の多くを冷暖房が占めている。冷暖房の設定温度を1℃変えることで、約10%の空調用エネルギーを節約できるといわれており、設定温度を適切に保つように努める必要がある。また、設備の更新に際しては、断熱構造や各種の冷暖房省エネルギー設備等の導入を図ることも重要である。

【行 動】

(1) 適切な温度管理の徹底

- 夏季28℃、冬季18℃を目安にした冷暖房の管理をする。
- 「緑のカーテン」やブラインドなどを活用し、冷暖房の効率化を図る。
- 冷暖房中の窓、扉の不要な開閉をやめる。
- 空調の吹き出し口には物を置かない。

(2) クールビズ、ウォームビズの推進

- TPOをわきまえて、夏季においてはノーネクタイ、ノー上着の「クールビズ」を、また冬季においては一枚上着を重ねる「ウォームビズ」を取り入れ、冷暖房の設定温度を緩和する。

4 公用車の使用

【考え方】

公用車の使用に伴う温室効果ガスの排出には、燃料の使用による二酸化炭素の排出のほか、僅かではあるが走行に伴うメタン、一酸化二窒素の排出がある。そのため、公共交通機関の利用促進や自転車の活用等により自動車の使用を抑制すること、また低燃費・低公害車を導入することにより、燃料等を抑制することが必要と考えられる。

【行 動】

(1) 公共交通機関、自転車利用の促進

- 鉄道やバスなど公共交通機関を利用促進する。
- 2km未満の近距離の市内出張には、原則公用自転車を利用する。

(2) 低公害車、低燃費車導入の促進

- 車両の更新時には低公害車、低燃費車を導入する。
- 燃費を向上させるため、車両の小型化、軽自動車化を促進する。
- ディーゼル車については、軽油代替燃料として、バイオディーゼル燃料を導入する。

(3) 経済的・効率的運転の促進

- 必要以上のアイドリングや急発進・急加速・空ぶかし等を抑制する。
- タイヤの空気圧を適正に維持するなどの整備・点検を適正に実施する。
- 相乗りの励行等による効率的な使用を促進する。
- 不要な荷物の積載をやめる。

5 紙類の使用

【考え方】

紙類の使用量の削減は、廃棄される反故(ほご)紙の削減及び二酸化炭素の吸収源である森林資源の保全の観点から、間接的ではあるが温暖化防止の重要な取り組みといえる。コピー及び資料の両面印刷の促進、使用済み用紙の裏面活用等で紙類の消費抑制を図ることが必要である。

【行 動】

(1) コピー用紙の効率的な使用

- コピー機の設定を両面モードにするなど、両面コピーの徹底を図る。
- 軽易な資料、草稿文書、試し刷りなどに関しては、反故紙の裏面印刷を推進する。

○会議資料等は必要最小限の印刷部数とするよう心掛ける。

(2) 封筒の効率的な使用

○送付の添付等により、使用済み封筒の再利用を推進する。

6 物品の購入等

【考え方】

物品を長期使用することは、廃棄物と製造エネルギーの削減につながる。このことから「もったいない」の気持ちを大切に、物を大事に使うことが必要とされる。また物品を購入する場合は、リサイクル材などを利用した環境配慮型製品を購入するグリーン購入が、温室効果ガスの削減に間接的につながる。特に紙については、古紙配合率が高く、白色度が低い方がエネルギー削減につながり、環境負荷が少ないといえる。

【行動】

(1) 物品の長期使用とグリーン購入

○物品は、「もったいない」の気持ちを大切に、部品の交換、修理、また詰め替え式を利用するなど、長期間利用する。

○物品等の購入に当たっては、グリーン購入法の適合商品を優先的に購入する。

(2) 再生紙等の利用促進

○コピー用紙は古紙配合率が高いもの、白色度が低いものを購入する。

○非木材紙（ケナフ紙等）の利用の促進を図る。

7 施設の設計、施工、維持管理における配慮等

【考え方】

建築物の建築にあたって、再生された素材や再生可能な素材の使用、また、自然エネルギーや未利用エネルギーの有効利用等、二酸化炭素の排出が少ない設備の設置など、施設の更新・建設等において、中長期的な観点から、温室効果ガス排出の少ない設備等の導入を図ることが必要である。

【配慮・検討事項】

(1) 緑化の推進

○公共施設の緑化や「緑のカーテン」を促進する。

(2) 省エネ・新エネルギー設備の導入

○エレベーターは、利用状況により間引き運転等を行う。

○庁舎の自動販売機は、必要最小限とし、省エネルギー型機器の設置を進める。

○太陽光発電、ソーラーシステム、風力発電等、自然エネルギーの積極的導入を進め

る。

○人感センサー、自動照度調節（昼光センサー）等、省エネルギー型照明器具の導入を図る。

○上水道・下水道施設、廃棄物処理施設等のエネルギー使用量の多い施設については、設備の効率的な運用とともに、更新時における省エネ型設備の導入を図る。

(5) 空調設備の適正管理

○断熱材の使用など、冷暖房の効率化に配慮した設備の導入を図る。

○コージェネレーションシステム、エネルギー利用の合理化に資する設備の導入を図る。

○潜熱回収や運転制御等、省エネルギー型空調設備の導入を図る。

○氷蓄熱システムなど、深夜電力を活用するシステムの導入を図る。

(6) 資源物の分別保管施設の管理

○ビン、カン、ペットボトル、紙（雑紙、新聞紙、ダンボール、雑誌、紙パック）、プラスチックを分別収集するための保管庫を設置し、管理する。

(7) 環境負荷の少ない建築資材等の利用建設副産物の発生抑制

○用品購入及び公共工事発注など、業者選定に環境配慮の観点を付加する。

○低公害型建設機械の導入、使用について要請する。

○再生資材の利用を促進する。

(8) 建築廃棄物の排出抑制と再資源化の促進

○建設副産物の発生を抑制し、適正処理の徹底と再生利用の促進を図る。

V 温暖化防止活動実行計画の 実施・推進体制

取り組みの実施状況を点検し、継続的な改善を図るため、次のとおり実施・推進体制を定め、計画を推進する。

1 計画の推進体制

本計画を全庁的に取り組むため、推進体制はISO14001の環境管理組織を準用するものとする。

- 全庁的に推進するため、環境水道部長を環境管理責任者とする。
- 各部門においては、各部長を実行部門長、各課（施設）長を環境管理推進員、各課1名の係長を環境管理副推進員とする。
- 事務局長は地球環境課長とし、事務局は地球環境課に置く。

2 実施状況等の把握

(1) 実績調査の実施

事務局は、毎年度、本計画の実施状況を取りまとめるため、各課（施設）の取り組み状況の調査を行い、温室効果ガスの総排出量を算定するものとする。

(2) 実施状況及び活動量・使用量等の報告

各課（施設）の環境管理推進員は、(1)の調査依頼があった場合は、所属における取り組みの状況及び温室効果ガス排出の原因となる各活動量、使用量などを、事務局に報告するものとする。

3 実施状況等の公表

(1) 庁内における報告

事務局は、実施状況（温室効果ガスの総排出量を含む）の結果をまとめたときは、館林市環境管理本部会議（または庁議）に報告するものとする。

(2) 公表

事務局は、計画を策定または改定したとき、及び実施状況（温室効果ガスの総排出量を含む）を取りまとめたときは、館林市環境管理本部会議等の意見を踏まえ、広報紙、館林の環境、ホームページ等に公表するものとする。